

建築設計エンジニアリング事業者向け 業務過誤賠償責任保険のご案内

業務過誤賠償責任保険普通保険約款 建築設計エンジニアリング事業特約

この保険は、建築・設計・エンジニアリング事業者の提供する専門業務におけるミスなどが原因で、顧客や第三者に経済的な損害を与えてしまった結果、損害賠償を請求された場合に損害賠償金および争訟費用に対して、保険金をお支払いします。(施工そのものの過誤による損害は対象となりません。)

- 特長 1** 海外における建設プロジェクトも補償の対象とすることができます
- 特長 2** 建設プロジェクトにおけるフィージビリティスタディ業務から施工監理業務まで、広く補償の対象にできます
- 特長 3** 契約を「年間包括」型と「シングルプロジェクト」型から選べます
- 特長 4** 子会社を包括的に被保険者に含めることができます(「年間包括」型契約の場合)

対象となる建築物・構造物例

建物	ホテル、ショッピングモール、オフィスビル、病院、アパート・マンション 等
インフラ	鉄道・地下鉄、高速道路、トンネル、橋梁、道路、空港滑走路 等
施設	発電所、石油等精製施設、化学プラント、工場、空港ターミナル、埠頭、ガスパイプライン、産業廃棄物処置、水処理施設、スタジアム・アリーナ、浄水場、水族館・美術館 等

※個別のプロジェクトの内容によってお引受けできない場合がございます。

対象となる業務例

- フィージビリティスタディ
- 調査(環境・地盤・地質など)
- FEED・基本設計
- 詳細設計・エンジニアリング
- 資材・素材等の選定・調達
- 監理業務
- 建設工事に関連するコンサルティング 等

想定される事故例

① 地盤調査時のミスによる損害

30階建ての高層マンションの設計・建設のプロジェクトにおいて、工事開始後しばらくして、建設中の建設部分が傾いてきているとの現場からの報告があった。調査の結果、一部分で基礎が最大4cm沈下しているため、上部建設途中の建物が傾斜したという事が判明した。基礎の沈下の原因は、基礎工事の為の地盤調査の不十分により必要な強度を保てる工事を施工できていなかった事であった。この修復には2年間を要し、オーナーに追加費用が発生するなどしたため、建築設計工事受注会社A社と地盤調査会社B社に対して損害賠償請求がなされた。



② プラントの処理プロセスの設計ミスによる損害

石油化学材料の精製プラントの建設プロジェクトにおいて、精製の処理プロセスに設計ミスがあり、ほぼ完成近くになって精製途中のプロセスで規定値以上の副産物(そのまま排出することが許されないもの)が発生することが判明した。これは、プロジェクトの途中で詳細設計の請負会社を変更する際に、一部古い仕様を伝えてしまった事が原因と判明した。工事の進捗状況から追加の処理設備を増設するしかなく、これをオーナーが負担したため、その費用数億円がプラント建設工事請負会社C社に損害賠償請求された。



③ 素材の選定ミスによる損害

周辺に営業中のテナントの入ったビルが建つ敷地に新たな高層ビルを建設するプロジェクトにおいて、ビルの外壁面の資材を接着する際に使用する接着剤の選定に誤りがあった。これにより接着面の耐久性が不十分な状態となり取付け後間もなくして外壁面の資材が剥離、落下した。その結果、周辺建物を破損させ、建物に入っていた店舗のガラスも破損したため近くにいた従業員がケガを負い、また一時的に営業ができなくなった。そのため周辺建物所有者や店舗から、修繕費や営業利益の損害、治療費などを求めてビル建設設計請負会社E社に損害賠償請求がなされた。



どちらを選ぶべきか迷ったら

「年間包括」型がおすすめ

- 年間を通して様々な業務・規模の案件を並行して受注しているため、個別に保険を付保・管理することが煩雑である。
- 子会社に測量や詳細設計などを委託しており、比較的多くのプロジェクトで共に業務を行っている。

「シングルプロジェクト」型がおすすめ

- オーナーとの請負契約において、当該プロジェクト単独で保険を付保するよう要請があった。
- プロジェクトに子会社以外の請負会社も参画しており、それらの企業も包括して保険を付保したい。
- プロジェクト予算の管理上、保険も当該プロジェクト専用にしておきたい。

「年間包括」型契約の概要

※「シングルプロジェクト」型契約は、プロジェクト毎に補償内容を設定します。詳しくはお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合

この保険の対象業務^(※)に係わる義務違反等の不当な行為があったとして被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注1) 保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。

(注2) 遡及日を設定した場合(遡及日を設定した場合、保険証券に記載されます。)、遡及日以降になされたこの保険の対象業務に係わる不当な行為が補償の対象になります。

(※) 対象業務はセットされる特約により定義されます。

お支払いする保険金

■損害賠償金

被保険者に対する判決、または弊社が被保険者もしくは保険契約者の同意を得て承認した和解に基づいて、被保険者が第三者に対して支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。

■争訟費用

損害賠償請求に対する調査、防御、査定、和解および上訴において、被保険者が負担した合理的な報酬および費用をいいます。また、争訟費用には、損害賠償請求に関して、代表者、役員等、または従業員が証人として裁判所に出頭した場合の裁判所出頭費用を含みます。

(*) 被保険者自身の内部諸費用および時間費用は含まれません。

被保険者について

保険契約者および子会社^(注)、その現在および過去の代表者・役員等、従業員、派遣された派遣社員、など

(注) 子会社およびその法人に属する被保険者については、その法人が保険契約者の子会社である間に行った不当な行為のみが補償の対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

主に次の事由によって生じた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 独占禁止に関する法令等の違反または不正競争
- ② 身体の障害または財物の損壊(ただし、対象業務に係わる法令上の注意を怠ったこと、およびこの保険契約の対象となる誹謗または中傷のみに起因する場合は除きます)
- ③ 外張断熱、表面仕上げ、外壁パネル、ファサードに使用された材料が当該製品を管轄する当局によって設定された基準に準拠していないこと
- ④ 契約上加重された責任・保証(保証に起因する場合、履行遅滞または不履行に起因する場合も含みます)
- ⑤ 被保険者によってなされる施工作業
- ⑥ 対象業務の見積りが正確でなかったこと
- ⑦ 被保険者との雇用契約、業務委託契約または職業訓練契約において生じた身体の障害
- ⑧ 機械の故障、電気系統の故障(電力中断、電圧変化および停電を含みます)、電気通信または衛星システムの故障(ただし、いずれも被保険者の義務違反に起因するものを除きます)
- ⑨ 被保険者の支払不能または倒産
- ⑩ 被保険者による故意の義務違反(ただし、従業員の不正を理由とする請求は除きます)

- ⑪ 合併事業パートナーの責任または保険契約者もしくは子会社によって実施されたのではない業務
- ⑫ 製造物の設計または製造上の欠陥
- ⑬ 犯罪行為または故意
- ⑭ 核・放射能またはそれによる汚染
- ⑮ 第三者の特許権または営業秘密の使用許諾契約違反、侵害または不正使用
- ⑯ 汚染物質の排出、流出、溢出もしくは漏出(それらの危険性がある場合を含みます)、汚染物質の検査、監視、浄化、除去、隔離、処理、無毒化、中和化、および汚染物質の影響に関する対処または評価に関する命令等
- ⑰ 保険期間の開始日以前になされた、または保険始期日において係属中の損害賠償請求、および保険期間の開始日において、被保険者が損害賠償請求がなされることを合理的に予想できた事由
- ⑱ コンピュータウイルスもしくは不正コードに起因すること、または電子システムもしくはプログラムへの不正アクセスもしくはそれらの不正使用を防止できなかったこと
- ⑲ 被保険者の買掛債務または被保険者による債務保証
- ⑳ アメリカ合衆国、カナダもしくはこれらの領土においてなされたもしくは係属している、またはそこで取得した判決に基づく損害賠償請求
- ㉑ 戦争・テロ行為
- ㉒ 被保険者が行った、また被保険者に代わってなされた作業品質のばらつき等

●このチラシは保険商品の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

●事故が発生した場合には、弊社とご相談いただきながら、被保険者(補償の対象となる方)ご自身で被害者と示談交渉を進めていただくこととなります。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>